

白川町訓令甲第23号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

白川町こども発達支援教室運営委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

白川町長 佐伯正貴

白川町こども発達支援教室運営委員会設置要綱の一部を改正する訓令

白川町こども発達支援教室運営委員会設置要綱（平成18年白川町訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（所掌事項） 第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。 （1）教室の<u>運営委託先</u>から管理運営に関し、報告を受けること。 （2）～（4）（略） （組織） 第3条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから町長が選任する。 （1）・（2）（略） （3）教室の<u>運営委託先</u> _____ の役員又は職員 （4）・（5）（略） 2～4 （略）	（所掌事項） 第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。 （1）教室の<u>指定管理者</u>から管理運営に関し、報告を受けること。 （2）～（4）（略） （組織） 第3条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから町長が選任する。 （1）・（2）（略） （3）教室の<u>指定管理者たる法人</u>の役員又は職員 （4）・（5）（略） 2～4 （略）

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。